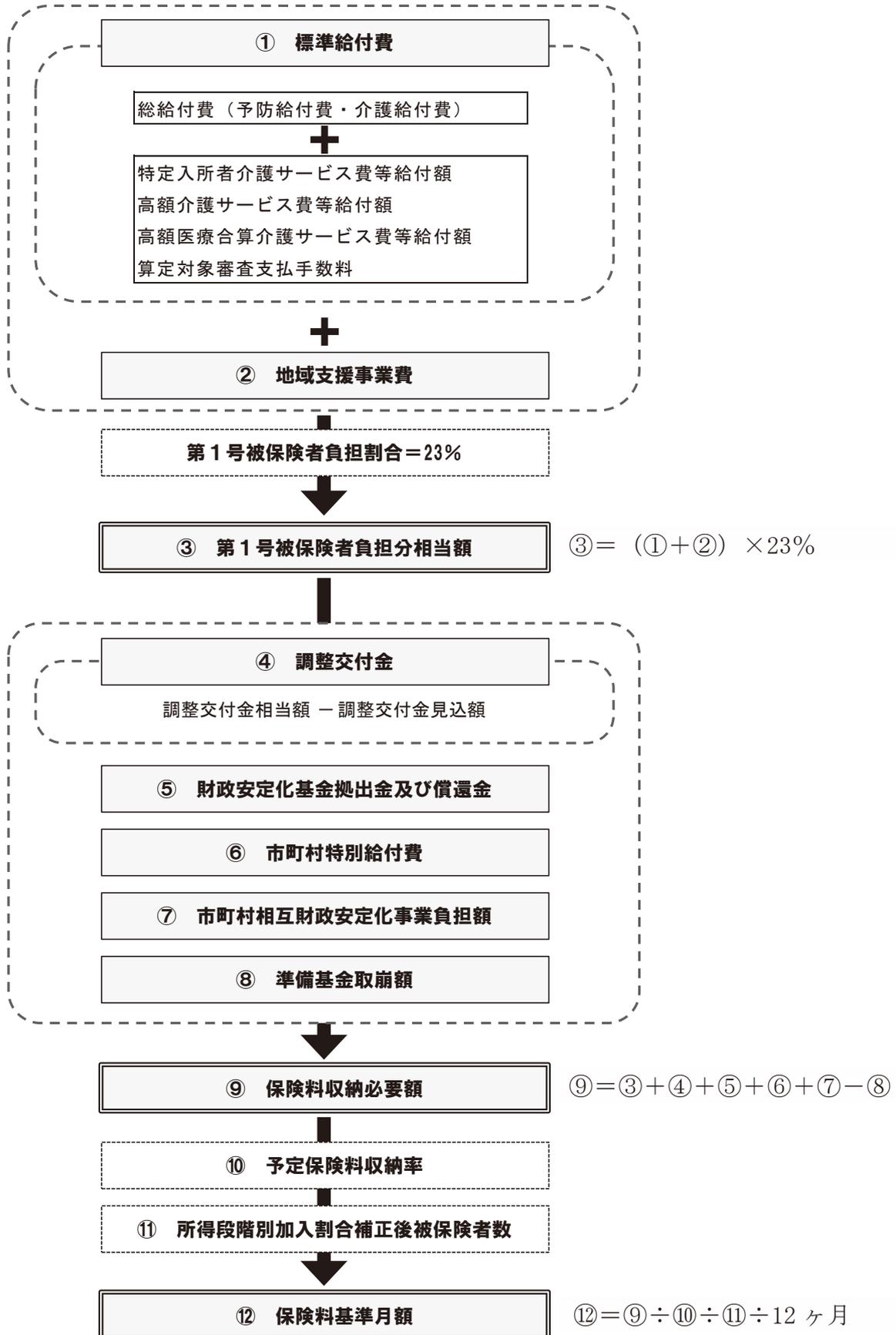


第5章

介護保険サービス事業

1. 介護保険料算定の流れ

介護保険料算定の主な流れは、次に示すとおりです。



2. サービス事業量の見込み

(1) 予防給付

第7期計画期間中の予防給付サービスの利用者数、利用回数については、要支援認定者数の状況から、ほぼ横ばいで推移しており、次のように見込みます。

また、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、総合事業への移行に伴い地域支援事業費として見込みます。

		(1月あたり)					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人数(人)	139	134	114			
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	69	76	75	75	75	75
	人数(人)	13	16	16	16	16	16
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	118	141	140	139	139	139
	人数(人)	13	16	16	16	16	16
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	7	6	6	6	6	7
介護予防通所介護	人数(人)	158	183	172			
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	80	81	81	80	80	81
介護予防短期入所生活介護	回数(日)	51	39	38	38	38	42
	人数(人)	10	9	8	9	9	10
介護予防短期入所療養介護(老健)	回数(日)	1	4	0	6	6	6
	人数(人)	0	1	0	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	回数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	180	209	208	207	206	208
特定介護予防福祉用具販売	人数(人)	7	5	5	5	5	5
介護予防住宅改修	人数(人)	5	6	5	6	6	6
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
(2) 介護予防支援	人数(人)	390	419	430	295	300	306

《介護予防訪問介護》

介護予防を目的として、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助や調理、洗濯、掃除等の日常生活上の支援を行うサービスです。

第7期では介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行するため、予防給付としての見込みはありません。

《介護予防訪問入浴介護》

介護予防を目的として、自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、利用者の居宅を移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

《介護予防訪問看護》

介護予防を目的として、医師の指示に基づき、利用者の居宅を看護師等が訪問し、健康チェックや療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

<p>《介護予防訪問リハビリテーション》</p> <p>介護予防を目的として、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援に必要なリハビリテーションを行うサービスです。</p>
<p>《介護予防居宅療養管理指導》</p> <p>介護予防を目的として、病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導を行うサービスです。</p>
<p>《介護予防通所介護（デイサービス）》</p> <p>介護予防を目的として、日中、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。第7期では介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行するため、予防給付としての見込みはありません。</p>
<p>《介護予防通所リハビリテーション（デイケア）》</p> <p>介護予防を目的として、介護老人保健施設や病院、診療所で、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的とするリハビリテーションを行うサービスです。</p>
<p>《介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）》</p> <p>介護老人福祉施設等に短期間入所している利用者に対して、介護予防を目的とした入浴、食事、その他日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。</p>
<p>《介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）》</p> <p>介護老人保健施設等に短期間入所している利用者に対して、介護予防を目的として医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。</p>
<p>《介護予防福祉用具貸与》</p> <p>介護予防を目的とする日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。</p>
<p>《特定介護予防福祉用具販売》</p> <p>介護予防を目的とする日常生活上の自立を助ける用具のうち、衛生管理などの問題で貸与になじまない排せつ・入浴に関する用具について、その購入費用の一部を支給します。</p>
<p>《介護予防住宅改修》</p> <p>在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活を続けられるよう、介護予防を目的とする小規模な住宅改修（手すりの取り付け、段差の解消等）に対して、費用の一部を支給します。</p>
<p>《介護予防特定施設入居者生活介護》</p> <p>介護予防を目的として、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。</p>
<p>《介護予防支援》</p> <p>地域包括支援センターの職員等が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援するサービスです。</p>

(1月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(3) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	8	9	9	8	9	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0

《介護予防認知症対応型通所介護》

介護予防を目的として、軽度の認知症の利用者を対象に、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。

《介護予防小規模多機能型居宅介護》

介護予防を目的として、利用者の体調や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。

《介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）》

介護予防を目的として、認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。

(2) 介護給付

第7期計画期間中の介護給付サービスの利用者数、利用回数については、要介護認定者数の増加に伴うサービス利用者の増加を考慮し、次のように見込みます。

(1月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回数(回)	5,501	5,669	5,789	5,909	6,027	6,215
	人数(人)	293	301	309	316	321	330
訪問入浴介護	回数(回)	91	79	80	82	82	82
	人数(人)	19	17	18	18	18	18
訪問看護	回数(回)	417	556	569	583	588	605
	人数(人)	71	95	98	100	101	104
訪問リハビリテーション	回数(回)	413	393	398	410	410	434
	人数(人)	51	52	51	54	54	57
居宅療養管理指導	人数(人)	83	82	84	85	86	91
通所介護	回数(回)	4,108	2,812	2,881	2,951	3,743	4,085
	人数(人)	478	331	340	349	439	479
通所リハビリテーション	回数(回)	954	987	970	1,038	1,045	1,089
	人数(人)	137	136	137	143	144	150
短期入所生活介護	日数(日)	2,192	2,074	2,105	2,190	2,244	2,313
	人数(人)	194	186	202	196	200	206
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	343	259	263	267	267	277
	人数(人)	39	28	28	29	29	30
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	48	48	48	49	49	49
	人数(人)	8	6	8	6	6	6
福祉用具貸与	人数(人)	508	531	551	557	565	584
特定福祉用具販売	人数(人)	10	9	9	9	9	10
住宅改修	人数(人)	6	7	8	9	9	9
特定施設入居者生活介護	人数(人)	5	5	5	5	5	5
(2) 居宅介護支援	人数(人)	838	844	856	891	902	929

《訪問介護》

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の日常生活上の世話をを行うサービスです。

《訪問入浴介護》

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、利用者の居宅を移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

《訪問看護》

医師の指示に基づき、利用者の居宅を看護師等が訪問し、健康チェックや療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

《訪問リハビリテーション》

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

<p>《居宅療養管理指導》</p> <p>病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導を行うサービスです。</p>
<p>《通所介護（デイサービス）》</p> <p>日中、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。</p>
<p>《通所リハビリテーション（デイケア）》</p> <p>介護老人保健施設や病院、診療所で、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的とするリハビリテーションを行うサービスです。</p>
<p>《短期入所生活介護（ショートステイ）》</p> <p>介護老人福祉施設等に短期間入所している利用者に対して、入浴、食事、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。</p>
<p>《短期入所療養介護（医療型ショートステイ）》</p> <p>介護老人保健施設等に短期間入所している利用者に対して、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の世話などを行うサービスです。</p>
<p>《福祉用具貸与》</p> <p>日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。</p>
<p>《特定福祉用具販売》</p> <p>日常生活上の自立を助ける用具のうち、衛生管理などの問題で貸与になじまない排せつ・入浴に関する用具について、その購入費用の一部を支給します。</p>
<p>《住宅改修》</p> <p>在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活を続けられるよう、その体調に応じた小規模な住宅改修（手すりの取り付け、段差の解消等）に対して、費用の一部を支給します。</p>
<p>《特定施設入居者生活介護》</p> <p>介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。</p>
<p>《居宅介護支援》</p> <p>居宅介護支援事業所のケアマネジャーが中心となって、ケアプランを作成するほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援するサービスです。</p>

(1月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(3) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	545	510	531	551	551	562
	人数(人)	54	51	53	55	55	56
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	37	42	41	45	57	65
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	64	67	67	67	67	67
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	21	20	19	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)		1,290	1,626	1,768	1,838	1,891
	人数(人)		150	195	206	214	220

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

《夜間対応型訪問介護》

中重度の要介護状態となっても、夜間を含め24時間安心して在宅生活が継続できるよう、夜間(18時～8時)に定期的に各自宅を巡回し、排せつの介助や安否確認などのサービスを行う定期巡回と利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

《認知症対応型通所介護》

認知症の利用者を対象に、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

《小規模多機能型居宅介護》

利用者の体調や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。

《認知症対応型共同生活介護(グループホーム)》

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

《地域密着型特定施設入居者生活介護》

介護保険の指定を受けた定員29人以下の小規模な有料老人ホーム、養護老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話を行うサービスです。

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護》

要介護者を対象に、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理などの支援を行うサービスです。

《看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)》

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所が一体的に提供するサービスです。

《地域密着型通所介護》

日中、利用定員が18名以下のデイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

(3) 介護保険施設

第7期計画期間中の介護保険施設については、施設の新規整備及び増床予定はありません。また、介護療養型医療施設が一部医療病床に転換する予定です。

このため、サービス利用者数に大きな変動はないと推測されますが、介護離職ゼロに向けた利用者の増加と療養病床からの転換などを考慮し、次のように見込みます。

(1月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(4)施設サービス							
介護老人福祉施設	人数(人)	303	310	314	318	327	333
介護老人保健施設	人数(人)	167	167	168	169	171	173
介護医療院	人数(人)				0	0	0
介護療養型医療施設	人数(人)	38	34	31	30	30	30

《介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）》

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人が対象の施設です。入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。

《介護老人保健施設》

病状が安定し、リハビリテーションなどの医療サービスに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。居宅への復帰を目指して、医学的な管理のもとで看護、リハビリテーションや入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話を行います。

《介護医療院》

「日常的な医療管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と、日常生活上の介護を一体的に行います。

《介護療養型医療施設》

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で、医療サービスや日常生活上の介護などを行います。

3. 介護保険事業費の見込みと介護保険料

(1) 介護保険サービス事業費の見込み

第7期計画期間の介護保険サービス事業費は、サービス事業量の見込みを踏まえ、下記のとおり見込んでいます。

① 予防給付

	(千円/年)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	33,120	33,172	28,095			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,739	4,415	4,507	4,598	4,600	4,600
介護予防訪問リハビリテーション	3,940	4,678	4,678	4,678	4,680	4,680
介護予防居宅療養管理指導	617	518	429	409	409	478
介護予防通所介護	58,217	66,892	64,712			
介護予防通所リハビリテーション	32,090	33,460	33,275	33,089	33,317	33,770
介護予防短期入所生活介護	4,029	3,160	3,114	3,068	3,069	3,428
介護予防短期入所療養介護(老健)	107	366	0	594	594	594
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	20	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	13,259	15,705	15,719	15,732	15,655	15,807
特定介護予防福祉用具販売	1,462	1,299	1,277	1,254	1,254	1,254
介護予防住宅改修	4,620	5,121	4,596	5,080	5,080	5,080
介護予防特定施設入居者生活介護	154	0	0	0	0	0
(2) 介護予防支援	20,810	22,364	22,902	22,198	22,154	22,367
(3) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,995	7,548	7,697	7,846	8,574	8,574
介護予防認知症対応型共同生活介護	414	0	0	0	0	0
合計	183,573	198,719	190,999	98,546	99,386	100,632

② 介護給付

(千円/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	176,275	178,498	181,494	184,489	188,345	194,241
訪問入浴介護	12,856	11,137	11,389	11,641	11,646	11,646
訪問看護	26,767	37,723	39,487	41,251	41,627	42,899
訪問リハビリテーション	14,088	13,365	13,584	14,051	14,057	14,884
居宅療養管理指導	6,602	6,966	7,304	7,641	7,747	8,205
通所介護	397,348	271,348	282,271	293,193	368,259	401,253
通所リハビリテーション	100,019	103,548	104,008	109,984	110,819	115,617
短期入所生活介護	217,068	201,254	204,544	216,144	221,771	228,636
短期入所療養介護(老健)	42,339	32,935	33,892	34,849	34,865	36,065
短期入所療養介護(病院等)	4,438	4,665	4,538	4,747	4,749	4,749
福祉用具貸与	83,139	87,373	92,973	93,820	95,364	98,882
特定福祉用具販売	2,830	2,565	2,516	2,467	2,467	2,671
住宅改修	5,678	6,286	7,291	8,295	8,295	8,295
特定施設入居者生活介護	10,799	9,843	10,221	10,600	10,604	10,604
(2) 居宅介護支援	142,568	145,578	146,653	153,840	155,987	160,971
(3) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	66,464	61,427	64,889	68,351	68,382	69,845
小規模多機能型居宅介護	73,410	89,238	90,553	102,172	135,029	155,934
認知症対応型共同生活介護	178,307	189,665	189,993	190,320	190,405	190,405
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	66,893	67,256	64,330	68,795	68,826	68,826
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		116,463	163,963	179,531	186,919	192,464
(4) 施設サービス						
介護老人福祉施設	885,844	883,569	906,478	929,387	956,046	973,647
介護老人保健施設	522,762	526,824	533,175	539,525	546,906	552,872
介護医療院				0	0	0
介護療養型医療施設	152,984	136,088	123,639	115,900	115,951	115,951
合計	3,189,478	3,183,617	3,343,545	3,380,993	3,545,066	3,659,562

(2) 標準給付費見込額

標準給付費については、第7期計画期間の3年間で総額119億4,220万円を見込んでいます。

内訳としては、総給付費（予防給付費・介護給付費）が108億8,419万円を占めています。

(単位:円)

	合計	第7期		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
標準給付費見込額	11,942,202,476	3,772,716,153	3,995,950,568	4,173,535,755
総給付費（調整後）	11,013,324,079	3,478,442,852	3,686,374,888	3,848,506,339
総給付費	10,884,185,000	3,479,539,000	3,644,452,000	3,760,194,000
予防給付	298,564,000	98,546,000	99,386,000	100,632,000
介護給付	10,585,621,000	3,380,993,000	3,545,066,000	3,659,562,000
一定以上所得者負担の調整額	▲4,772,243	▲1,096,148	▲1,789,067	▲1,887,028
消費税率等の見直しを勘案した影響額	133,911,322	0	43,711,955	90,199,367
特定入所者介護サービス費等給付額	641,154,120	200,990,000	213,667,608	226,496,512
高額介護サービス費等給付額	239,352,108	77,764,187	79,784,036	81,803,885
高額医療合算介護サービス費等給付額	37,872,169	12,119,094	12,624,056	13,129,019
算定対象審査支払手数料	10,500,000	3,400,020	3,499,980	3,600,000

※制度改正により、平成30年8月より、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割となります。総給付費は利用者負担を1割もしくは2割として算出しているため、介護給付及び予防給付の合計から一定以上所得者の利用者負担（3割）に伴う影響額を差し引いて調整しています。

※消費税が、2019（平成31）年10月に10%へ引き上げられる予定であることから、これに伴う影響額を加算しています。

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第7期計画期間の3年間で総額6億7,448万円を見込んでいます。

内訳としては、介護予防・日常生活支援総合事業費が3億8,454万円、包括的支援事業・任意事業費が2億8,993万円となっています。

また、これまで予防給付費で見込んでいた「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は総合事業へ移行したことに伴い、地域支援事業費で見込んでいます。

(単位:円)

	合計	第7期		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域支援事業費	674,479,713	222,093,950	224,859,721	227,526,042
介護予防・日常生活支援総合事業費	384,544,995	126,623,700	128,200,565	129,720,730
包括的支援事業・任意事業費	289,934,718	95,470,250	96,659,156	97,805,312

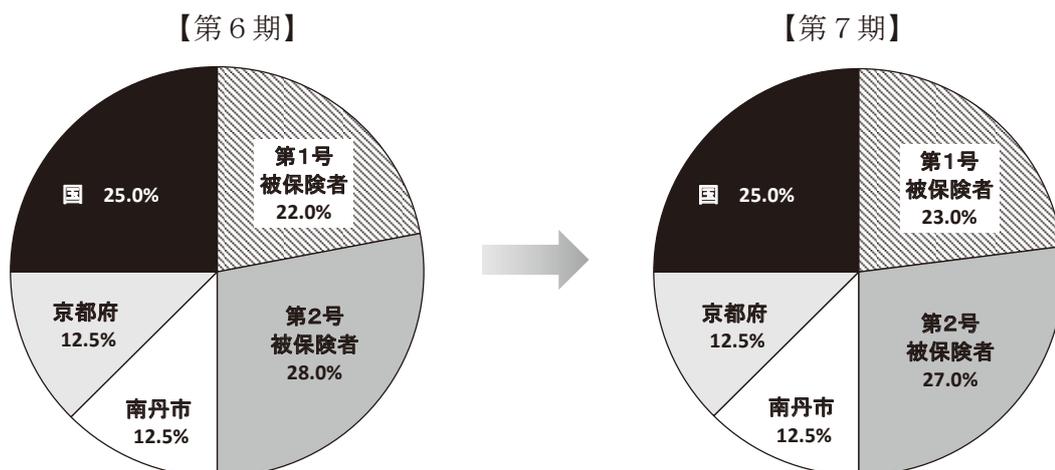
(4) 第7期介護保険料収納必要額

① 費用負担の構成

「介護保険制度」は、介護を必要とする方が、住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

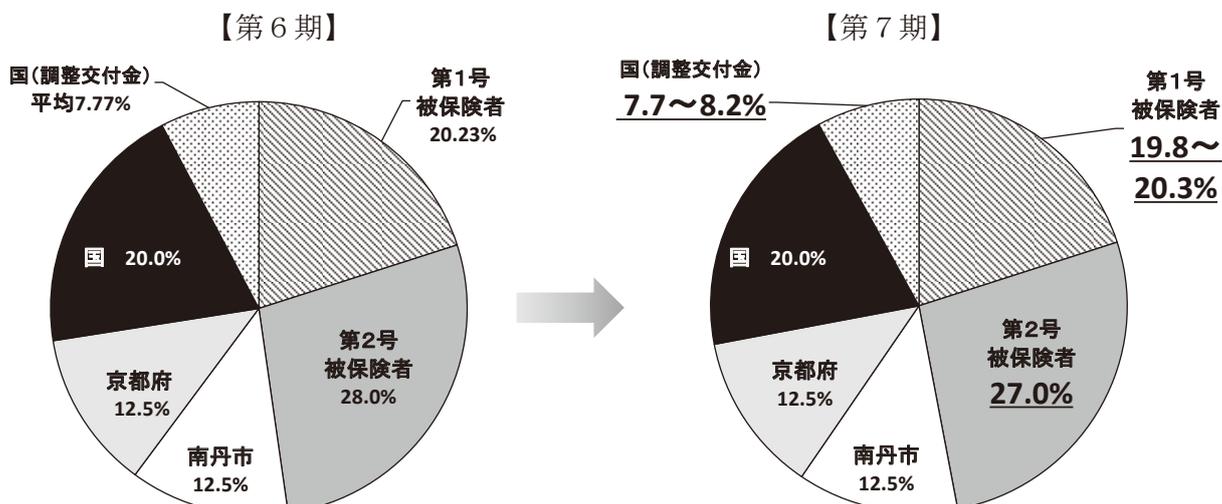
介護保険給付費は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）による保険料負担により賄われています。

第7期計画期間については、第1号被保険者の保険料負担割合が23%に改正（第6期は22%）されるため、保険料増加の一因となっています。



国は25%相当額を負担することになっていますが、このうちの5%分は調整交付金となっており、各保険者における第1号被保険者の所得構造や後期高齢者の割合によって変動します（低所得者が多い保険者や後期高齢者が多い保険者では5%を超える調整交付金となります）。本市において第6期の計画時点の調整交付金は平均7.77%で、第1号被保険者の負担割合は、標準的な22.0%よりも低い平均20.23%でありました。第7期においては、高齢化のさらなる伸展や所得構造から、調整交付金は標準的な5%より多い7.70～8.20%程度（年度により異なる）になることが見込まれます。

この結果、第1号被保険者の負担割合は、標準的な23%よりも低い、19.80～20.30%程度を推移しています。



② 介護保険財政安定化基金及び介護給付費準備基金

【介護保険財政安定化基金】

京都府では、府内保険者（市町村）の介護保険財政の安定化を図るため、介護保険財政安定化基金として各保険者からの拠出金を積み立てており、必要に応じてこれを取り崩し、保険者に交付することになっています。第7期においては、各保険者からの拠出金の積み立て及び各保険者への交付は予定されておりません。

【介護給付費準備基金】

介護保険料は、介護保険事業計画期間中に見込まれる給付費等に基づき算出されるため、その計画期間中の介護給付費が見込額を下回る場合は、介護保険料に余剰が生じることになります。そして、介護保険料に余剰が生じた場合は、これを介護給付費準備基金に積み立て、必要に応じて取り崩し、次期計画に繰り入れることで、適正な介護保険料の算定及び介護保険財政の安定化を図るものとされています。

本市では、第6期計画期間中に約2億円程度の準備基金残高を見込んでおり、第7期計画期間における適正な介護保険料の算定のため、準備基金を1億円取り崩し、保険料の大幅な上昇を抑制することとします。

③ 保険料収納必要額

「保険料収納必要額」は、第7期計画期間中において、第1号被保険者に負担いただく保険料として確保する必要のある額です。

(単位:円)

区分	3カ年累計
標準給付費見込額 (①)	11,942,202,476
地域支援事業費 (②)	674,479,713
第1号被保険者負担分相当額 (③) = (①+②) × 23.0%	2,901,836,903
調整交付金 (④) = A - C	▲ 366,372,626
調整交付金相当額 (A) = (①+②の総合事業のみ) × 5%	616,337,374
調整交付金見込交付割合 (B)	7.7~8.2%
調整交付金見込額 (C) = (①+②の総合事業のみ) × B	982,710,000
財政安定化基金拠出金及び償還金 (⑤)	0
市町村特別給付費 (⑥)	0
市町村相互財政安定化事業負担額 (⑦)	0
準備基金取崩額 (⑧)	100,000,000
保険料収納必要額 (⑨) = ③+④+⑤+⑥+⑦-⑧	2,435,464,277

(5) 第1号被保険者の保険料段階と介護保険料

① 保険料段階

第1号被保険者の保険料は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料賦課を図るため、これまでから国が示す標準的な段階を超える多段階に設定しています。

第7期の保険料段階設定にあたっては、国の制度改正に伴い基準所得額の変更をするものの、基本的な段階区分は第6期を踏襲しつつ、公費負担による仕組みを継続し、負担軽減に努めます。

【第6期計画】

所得段階	本人の課税区分等	基準額に対する割合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 	0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75
第4段階	世帯に市民税課税者があり本人が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90
第5段階	世帯に市民税課税者があり本人が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00
第6段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.20
第7段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.30
第8段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.50
第9段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.70
第10段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.80
第11段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が600万円以上	2.00



【第7期計画】

所得段階	本人の課税区分等	基準額に対する割合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 	0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75
第4段階	世帯に市民税課税者があり本人が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90
第5段階	世帯に市民税課税者があり本人が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00
第6段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.20
第7段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30
第8段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50
第9段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.70
第10段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.80
第11段階	本人が市民税課税かつ本人の前年の合計所得金額が600万円以上	2.00

※第6期においては、第1段階を対象に公費による軽減措置が実施されており、第7期においても、継続される見込みとなっております。(基準額に対する割合 0.50 ⇒ 0.45)

前掲の所得段階別の第1号被保険者数については、次のように見込んでいます。

所得段階別区分別の第1号被保険者数の見込み

区分	2018年 平成30年	2019年 平成31年	2020年 平成32年	第7期 合計
第1段階	1,986	1,983	1,980	5,949
第2段階	1,155	1,153	1,151	3,459
第3段階	906	904	903	2,713
第4段階	1,451	1,448	1,446	4,345
第5段階	1,826	1,822	1,820	5,468
第6段階	1,789	1,785	1,783	5,357
第7段階	1,237	1,235	1,233	3,705
第8段階	470	469	468	1,407
第9段階	182	182	182	546
第10段階	99	99	99	297
第11段階	89	89	88	266
計	11,190	11,169	11,153	33,512
所得段階別加入割合補正後被保険者数	10,796	10,776	10,760	32,332

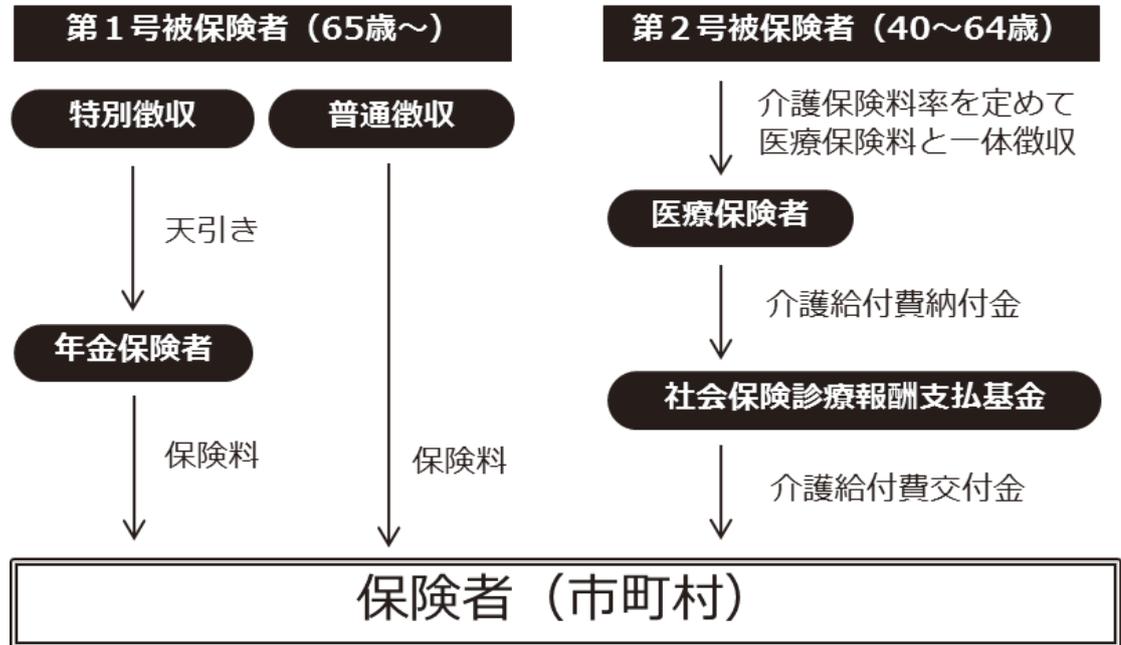
※所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、保険料基準額（第5段階）を負担する所得段階に属している第1号被保険者の負担率を「1.0」とした場合、所得段階別の保険料基準額に対する割合に応じて、保険料基準額を負担する第1号被保険者の何人分に相当するかを算出し、算出後の人数について合計したものです。

本市においては、7期計画期間中の被保険者数合計 33,512 人に対し、所得段階別加入割合補正後被保険者数は 32,332 人となり低所得者層の割合が高い結果となっています。

② 保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書または口座振替による納付）がありますが、普通徴収分については徴収率が100%に達していない現状を踏まえ、第7期の予定保険料収納率としては98.7%を見込んでいます。

〈保険料負担の仕組み〉



③ 保険料基準額

第7期における第1号被保険者の介護保険料の基準額を下記により算出すると、月額6,360円になります。

保険料基準額（月額）	6,360円
------------	--------

（単位：円）

区分	3カ年累計
保険料収納必要額 (①)	2,435,464,277
予定保険料収納率 (②)	98.7%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (③)	32,332
保険料基準額(月額) (④) = ① ÷ ② ÷ ③ ÷ 12	6,360

保険料基準額の内訳は次のとおりです。

介護保険料基準額(月額)の内訳

	金額	構成比
総給付費	5,658	85.5%
在宅サービス	2,718	41.1%
居住系サービス	313	4.7%
施設サービス	2,627	39.7%
その他給付費	558	8.4%
地域支援事業費	405	6.1%
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0	0.0%
保険料収納必要額（月額）	6,621	100.0%
準備基金取崩額	▲261	▲3.9%
保険料基準額（月額）	6,360	96.1%

④ 所得段階別保険料

第7期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	本人の課税区分等	基準額に対する割合	保険料（円） 年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 	0.50	38,160
第2段階	世帯全員が市民税非課税 かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75	57,240
第3段階	世帯全員が市民税非課税 かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	57,240
第4段階	世帯に市民税課税者があり本人が市民税非課税 かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	68,680
第5段階	世帯に市民税課税者があり本人が市民税非課税 かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	76,320
第6段階	本人が市民税課税 かつ本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	91,580
第7段階	本人が市民税課税 かつ本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30	99,210
第8段階	本人が市民税課税 かつ本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	114,480
第9段階	本人が市民税課税 かつ本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.70	129,740
第10段階	本人が市民税課税 かつ本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.80	137,370
第11段階	本人が市民税課税 かつ本人の前年の合計所得金額が600万円以上	2.00	152,640

※低所得者の保険料軽減を図るため、第1段階を対象に公費が投入される予定です。

(公費投入後の基準額に対する割合 0.50 ⇒ 0.45)

